

令和元年度第2回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日時:令和元年7月19日(金)

午後3時から午後5時まで

場所:県庁行政庁舎9階 第一会議室

1 開会

2 挨拶 (大森環境生活部長)

3 議事

(1)会議の成立

15名の委員のうち11名が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立しました。

出席委員

西川委員(会長), 氏家幸子委員, 熊谷委員(副会長), 加藤委員, 大友委員
平田委員, 日野委員, 氏家直子委員, 高橋委員, 佐久間委員, 佐々木圭亮委員

欠席委員

星委員, 馬場委員, 鈴木委員, 佐々木仁委員

(2)会議内容

〈 西川会長 〉

それでは、早速ですけれども議事に入りたいと思います。まず、最初なのですが、議題の1ということで、平成30年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」に基づく施策の実施状況に係る評価について協議をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

この会議は、消費者及び事業者、生産者代表、それから学識経験者から構成されておりますので、委員同士で意見の交換をしながら、お一人お一人の立場から貴重な御意見をいただくことになっております。よろしくお願いいたします。なお、事務局からの評価の説明の後で、委員の皆様お一人ずつ御意見を順番に伺う予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、(1)の議題、平成30年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」に基づく施策の実施状況に係る評価について、事務局から説明をお願いいたします。

〈 事務局 小野寺課長 〉

それでは、平成30年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」に基づく施策の実施状況(案)に係る評価について、御説明いたします。

平成30年度の「施策の実施状況」につきましては、5月28日に開催いたしました第1回推進会議で説明し、委員の皆様には、施策の達成度について、小分類ごとに、「A:達成している、B:概ね達成している、C:達成していない」の3段階評価をお願いしていたところでございます。皆様からいただきました評価表につきましては、会長に御報告いたしまして、会長には、皆様の評価を、推進会議評価の案として、取りまとめていただきました。本日は、その評価案について御審議いただき、「推進会議の評価」を決定していただきます。決定されました「評価」につきましては、「施策

の実施状況」に盛り込みまして、知事を本部長とする「宮城県食の安全安心対策本部」に諮り、9月定例県議会で報告し、公表する予定としております

それでは、資料1を御覧ください。「資料1」は、「施策の実施状況」の概要版となります。表紙をめくっていただきますと、裏面の2ページ目には「みやぎ食の安全安心推進体制整備の経緯」、次の3ページは「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)の概要」を記載しております。4ページをお開き願います。4ページは「施策体系」、5ページからは「施策ごとの実施状況の概要」を記載しております。5ページは、「1 安全で安心できる食品の供給の確保」の、「(1)生産及び供給体制の確立」の概要を記載してございます。6ページをお開きください。6ページは、「(2)監視指導及び検査の徹底」の概要を記載してございます。7ページを御覧ください。7ページには、「2 食の安全安心に係る信頼関係の確立」の概要を記載してございます。8ページをお開きください。8ページは、「3 食の安全安心を支える体制の整備」の概要を記載しております。9ページを御覧ください。9ページには、主な数値目標の、平成30年度の実績を記載しております。10ページをお開きください。10ページは、これから御審議いただく「推進会議の評価」となっております。本日、御審議いただきまして、「施策の実施状況」が確定いたしますと、以上のような体裁で概要版を作成いたしますこととしております。

続きまして、「資料2」を御覧ください。こちらは、前回の推進会議で御説明しました、「施策の実施状況」でございます。内容については、ほぼ変わっておりませんが、各施策の関連事業の事業費につきまして、前回の推進会議のときは見込額で記載しておりましたが、本日お渡ししているものでは、確定した決算額に改めております。60ページをお開きください。こちらが、会長に取りまとめていただいた「推進会議の評価」の案でございます。まず、「1 安全で安心できる食品の供給の確保」の、「(1)生産及び供給体制の確立」です。「イ 生産者の取組への支援」につきましては、「B」評価となっております。みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の周知は、取組の成果は出てきてはいるけれども、消費者も含めて、さらなる普及活動の推進が必要である。環境保全型農業については、消費者との交流会の機会を増やして、その重要性・必要性を理解していただき、取組面積の拡大を目指していただきたい。農業生産工程管理いわゆるGAP等の普及拡大については、着実に進められており評価できるが、事業者の規模に応じて導入が図れるよう、研修会等を実施してほしい。農薬の適正使用や牛のトレーサビリティシステム等については、ほぼ予定通り進められている、といった内容でございます。

「ロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援」につきましては、「A」評価となっております。カドミウム基準値超過米の管理が徹底し、カドミウム低吸収性イネ品種の現地実証も進んでおり、評価できる。家畜伝染病の発生予防については、早期発見と予防対策が徹底されており、高く評価できる。下痢性・麻痺性貝毒、ノロウイルスについては、検査体制も整い、食中毒の未然防止が図られている点は評価できるが、発生原因の特定や対策も含めて課題も残っている、という内容でございます。

次に、「ハ 事業者に対する支援」につきましては、「B」評価となっております。HACCPの制度化を控え、研修会の開催頻度を増やすとともに、事業者の事業規模による説明会も必要と考えられる。引き続き、HACCP導入支援に向けた取組を進めてほしい。地産地消推進店登録店舗数が増加し、県産食材の消費拡大が図られたことは大きく評価できる、という内容です。

「ニ 震災等からの復興に向けた支援」につきましては、「A」評価となっております。被災した農林水産施設等の整備が着実に進められていることは評価できる。引き続き、放射性物質検査を継

続し、営農対策に活かすとともに、水産関係の施設整備、特用林産物の生産再開へ向けた作業を早急に進めていただきたい、といった内容でございます。

次に、61ページを御覧ください。「(2) 監視指導及び検査の徹底」の「イ 生産段階における安全性の確保」につきましては、「A」評価となっております。立入検査や巡回指導、監視指導が適切に行われていることは評価できる。肥料生産者の検査件数については改善を望む。高病原性鳥インフルエンザについては、早期発見の体制が維持されており、高く評価できる、といった内容でございます。

「ロ 流通・販売段階における安全性の確保」の評価につきましては、「A」評価となっております。食品営業施設への監視指導や食品検査体制が徹底され効果を上げている点は、高く評価できる。食肉、食鳥、魚介類処理施設の監視指導も徹底されており、食の安全安心につながっている。米穀事業者の監視指導については、さらなる強化、制度遵守の啓発を望む、という内容でございます。

次に、「ハ 食品表示の適正化の推進」につきましては、「B」評価となっております。食品表示適正店舗数の割合が100%を達成できるよう、更なる指導を願う。食品表示に関する研修会の開催回数を大幅に増やすとともに、食品表示ウォッチャーのスキルアップ研修も併せて進めていただきたい。輸入生かき偽装防止特別監視員による監視指導も継続的な実施を望む、という内容でございます。

次に、「ニ 食品の放射性物質検査の継続」につきましては、「A」評価となっております。県内の農林水産物、流通食品について、放射性物質検査計画に従い着実に実行、公表していることは評価できる。学校児童や保護者の中には放射性物質に対する不安が拭い切れない状況も垣間見られることから、食材の放射性物質検査を継続するとともに、保護者との情報共有を積極的に進め、安心感の醸成に努めてほしい、といった内容でございます。

62ページをお開き願います。「2 食の安全安心に係る信頼関係の確立」の、「(1) 情報共有及び相互理解の促進」です。「イ 情報の収集、分析及び公開」につきましては、「A」評価となっております。「食材王国みやぎ」ウェブサイトのコンテンツも充実してきており、アクセス数の増加につながったことは評価できる。今後ますます増加する外国人観光客に対し、他言語への対応も進める必要がある。みやぎ食の安全安心消費者モニターについては、更なる認知度の向上に努めていただきたい。食品衛生監視指導計画に基づく監視指導及び検査については、適切に実施されており評価できるが、ウェブサイトでの公表がわかりがたいので改善していただきたい、という内容です。

「ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」につきましては、「A」評価となっております。アンケート結果から、相互理解が進んでいると感じるけれども、見識が高い消費者モニターが対象であることを考えると、もう少し理解が深まってもよいのではないかと。学校給食の地場野菜等の利用割合は伸び悩んでいる。先進地域での取組等を参考にしながら進めていただきたい。「すくすくみやぎっ子通信」は、よいコンテンツであると感じるので、幅広く周知してほしい。「みやぎ水産の日」は、良いPRとなっている。魚介類についての知識、情報の少ない子どもや若い主婦層に対し、料理教室や食育講話などのイベント等も期待したい、という内容です。

「ハ 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」につきましては、「A」評価となっております。放射性物質に関する情報については、「放射能情報サイトみやぎ」で適切に行われており、評価できる。「放射線・放射能に関するセミナー」、「食の安全安心セミナー」等で、理解・促進

が図られたことは評価できる。更なる学習機会の充実を期待したい、という内容です。

63ページを御覧ください。「(2) 県民参加」の「イ 県民総参加運動の展開」につきましては、「A」評価となっております。消費者モニターの活動率、講習会の参加者数などが増加していることは評価できる。若い世代の参加やアンケート回答割合が少なく、長年同じ傾向が続いている。若い主婦・子育て層の意見を取り入れることのできる簡易な新しい仕組み作りも必要な時期に差し掛かっているのかもしれない。各種講習会、みやぎ出前講座、地方懇談会等については、引き続き、充実、継続していただきたい、という内容でございます。

次に、「ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」につきましては、「B」評価となっております。若年層の消費者モニター新規登録者の増加は評価できるが、アンケートの回収率を向上させる対策が必要である。「食の110番」への相談及び通報は増加しており、リスク管理の一つの仕組みとして機能している、という内容でございます。

続きまして、「3 食の安全安心を支える体制の整備」につきましては、いずれも「A」評価となっております。食の安全安心を支える体制整備が進み、食の安全安心の確保につながっている。食の安全安心は、県民のみならず、日本・世界の各地から訪れる人々にとっても重要な情報となりえる。当県のあらゆる産業の振興に直結していると言っても過言ではない。今後、国はもとより、市町村、関係機関と密に連携・協働し、食の安全安心確保に邁進していただきたい、という内容です。

以上が、「推進会議の評価」の案でございます。

続きまして、「資料3」を御覧ください。上の方の「評価」の囲みのところでございます。Aが14項目、Bが4項目、Cが0項目となっております。なお、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」が現在の「第3期」になりましてから、今回で3回目の評価となりますが、1回目の評価では、Aが10項目、Bが8項目でございました。2回目の評価では、今回と同じく、Aが14項目、Bが4項目となっております。下の表では、評価ごとの委員の人数を記載しましたので、参考までに御覧いただければと思っております。

続きまして、「資料4」を御覧ください。こちらの資料は、委員の皆様から頂戴いたしました御意見に対する県の考え方を記載したものでございます。かいつまんで御説明をしたいと思いますけれども、まず、施策1の「環境保全型農業」につきましては、消費者と生産者の交流会の開催回数について検討することといたしたいと思っております。次に、施策2に対することでございますけれども、「GAPの普及拡大」というところにつきましては、一番下の段の方になりますけれども、GAPの効果、それからメリットを皆様に丁寧に御説明したいと考えているところでございます。次に4ページをお開きいただきたいと思っております。施策7の「貝毒検査・生かきノロウイルス対策」につきましては、下の方の段になりますけれども、監視検査体制を関係機関と連携して推進しますとともに、生産・経営の安定化に向けた取組を支援してまいります。次に5ページを御覧ください。施策8の「HACCP」につきましては、食品衛生協会等と協力いたしまして、幅広い食品事業者への衛生指導の機会を作り、HACCPの導入を支援するとともに、小規模事業者を対象にしたHACCP研修の開催を計画してまいりたいと思っております。次に6ページをお願いします。施策9の「原産地表示の取組拡大」につきましては、インバウンド向けのPRの強化に努めるとともに、わかりやすい表示方法について、助言指導してまいりたいと思っております。次に9ページを御覧ください。上の方の段になりますけれども、施策14の「肥料及び飼料の検査及び指導」につきましては、業者が製造する肥料について、立入検査数を増やせるか検討するということになってまいりたいと思っております。11ページを御覧ください。上の方ですけ

れども、施策22の「ウォッチャーによるモニタリング調査」につきましては、調査時に気をつけたことや困ったことなどをウォッチャーからお寄せいただき、他のウォッチャーに情報提供できるよう検討してまいりたいと思っております。次に12ページの方をお開き願います。上段の方ですけれども、施策26の「学校給食等の検査」につきましては、提供いたしました情報に対する御意見を寄せやすいように、ホームページをより充実させるよう進めてまいりたいと思っております。次に15ページをお開き願います。上の方の段になりますけれども、施策27の「分かりやすい情報の迅速な提供」につきましては、ホームページを見やすい内容に充実させ、今後もわかりやすい情報提供に努めてまいります。また、より簡単な情報入手方法につきましては、検討してまいりたいと思っております。16ページを御覧ください。下の方の段になりますけれども、施策29の「消費者と生産者・事業者との相互理解の推進」に関しましては、「すくすくみやぎっ子通信」におきまして、栽培の様子の写真掲載や産地の状況紹介等の内容を充実させ、学校給食関係者に生産現場の状況を伝えられるよう努めてまいります。17ページをお願いいたします。次に一番下の方ですけれども、施策30の「関係団体等との連携・協働の推進」に関しましては、出前講座や料理教室などを実施し、引き続き、工夫しながら、魚食普及、水産物のPRなどに取り組んでまいります。19ページを御覧ください。上段の方ですけれども、施策33の「水道水の検査結果の公表」に関しましては、水道水中の放射性物質検査につきましては、県の用水供給事業の運営権が民間事業者に移行しても、検査は継続しますので、引き続き、「適切な検査の実施」と「測定結果の公表」に努めてまいりたいと思っております。施策34、下の方になりますけれども「住民持ち込み測定」につきましては、市町村の意向を確認しながら、今後とも継続して施策を推進していく予定でございます。20ページをお開きください。施策35の「消費者モニター制度」に関しましては、募集の工夫を検討してまいりたいというふうに思っております。また、消費者モニターアンケートの設問につきましては、今後とも、推進会議の御意見をいただきながら、検討してまいりたいと思っております。21ページを御覧ください。消費者モニターは、宮城県の人口構成と異なるような男女比率といえますか構成になっておりますけれども、今後とも、広く募集をして少しでも解消できるように努めてまいりたいと思っております。次に、施策38の「県民の意見の把握」につきましては、下の方から3段目4段目というところですが、インターネットでアンケートに回答ができるようにするなど、回収率の向上に努めているところでございます。次に、22ページをお開きください。中段の方ですけれども、施策42の「食の安全に関する調査・研究」に関しまして、三陸沿岸における貝毒の調査・研究につきましては、国を中心に、宮城県、岩手県等の研究機関が連携し、発生要因の研究が進められております。引き続き、検査体制の強化に取り組んでまいります。次に、施策43の「食品等の放射性物質に係る調査・研究」に関しまして、原木林の再生及び利用再開に向けた調査研究につきましては、順次、林業技術総合センターの業務成果として、ホームページで公表しておりますけれども、なお一層の情報共有の方法について検討してまいりたいというふうに思っております。以上で、ざっと駆け足で御説明いたしましたので、説明を終わりたいと思っております。よろしくお願います。

〈 西川会長 〉

はい、ありがとうございました。

それで今、事務局の方から施策の実施状況に対する推進会議としての評価を説明いただきま

した。この評価につきましては、各委員からの評価、それから御意見をこちらの方でまとめたものであります。今回、先ほども御説明ありましたが、A評価が14。B評価が4項目、それから(C評価が)0ということで、前回と変わりはないのですけれども、この中で私の方で評価を迷いましたのは、食の安全安心に係る信頼関係の確立のところの、県民参加、口の県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映というところなのですが、これは実はA評価が8人、B評価が7人ということで、Aの方が多いのですけれども、私的にはBにした経緯がございます。これは、消費者モニターの登録が増えてきているのですけれども、アンケートの回収率がまだ悪いというか、50%ということで、このあたり、消費者の方々特にモニターアンケートですので、意見が出やすい方々だなと、評価をもう少しいただかないといけないのではないかと、もう少し積極的に進めて欲しいということから、Bということで判断した次第です。後は概ね委員の皆様の御意見に従った形で、A・Bということで評価をさせていただきました。それから、いま御紹介ありましたが、評価のまとめということで、皆さんの意見を簡単にまとめたものが先ほどの評価ということで、文章化しております。これで、今日皆さんからの御意見が多々出ておりますが、それと今回まとめました評価を含めまして、この辺はもう少し手を加えて欲しいとか、あるいは評価の方法を変えて欲しいという御意見がある場合はぜひ、一言いただきたいと思っておりますので、氏家委員の方から少しずつもらっていく形でよろしいですか。気になる点とかあればぜひ、御意見いただければと思っております。一度だけではなく、その後手を挙げていただくことももちろん可能ですので。

〈 氏家幸子委員 〉

私の方からは、資料2の2ページのところのマークなのですが、資料4を見ますと、三越の地下などで、貼られているということですが、せっかくこういったマークを用意してやっているのに、なかなかなかなか広まらないネックになるようなものがあるのか、疑問に思ったので、そこをお聞かせいただけないかなというのがまず一つ目です。

〈 みやぎ米推進課 相澤技術副参事 〉

みやぎ米推進課の相澤と申します。よろしく申し上げます。氏家委員からこちらの特別栽培農産物のむすび丸を使ったマークがなかなか広まらない理由は何なのかという話をいただきました。特別栽培農産物は資料4の中にも書かせていただいたとおり、各百貨店とかスーパーさんの方でPR販売会などネットワークを使いながら、消費者の方々にも見える、触れる機会を増やしてはいるのですが、なかなか機会を増やすのが十分ではないというようなところがあるかと思えます。一方で県内各地にある直売所の方では、実際にこのマークが貼られている特別栽培農産物がかなり多くございまして、県全体で見れば、このむすび丸のデザインは、皆様の目に触れる機会があるのではないかと考えております。引き続き、こういったPR販売会などは、平成30年度は5回ほど開催させていただいたのですが、令和元年度は2回ほど増やして、消費者の皆様との交流の機会を増やしたいと思えますし、直売所の方でも積極的に貼って特別栽培農産物のPRをしていただくようにいろいろな場面で働きかけていきたいと考えております。

〈 氏家幸子委員 〉

ありがとうございました。わかりました。非常に関心が高まってきていると思えますので、ぜひよろしく申し上げます。もう一つ、聞きたいと思ってやってきたのですけれども、HACCPのことなのです

が、義務化になるということで、県のみやぎHACCPと、義務化になるところの関係、今後どういう予定なのかというところを伺いたいと思います。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

その辺につきましては、どうするかということ、現在保健所の担当者を含めましたワーキンググループで検討している最中でございます。存続するのか、それとも廃止するのか、方向性というのはまだ実際固まっていないところがございますので、それが定まりましたら、いろいろな場面で、公表していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

〈 加藤委員 〉

すみません、会長、今の認証マークと関連して。今発言しても良いですか。

〈 西川会長 〉

今、話していただいても良いですよ。

〈 加藤委員 〉

今のむすび丸の認証マークについて、間違っていたら申し訳ないのですか、私は宮城県生協連から出ておまして、会員生協として、みやぎ生協並びにあいコープみやぎとがあります。そこでは、生産者と直接交流しながら作っている、特別栽培米とか特別栽培農産物がございまして、それぞれみやぎ生協なら独自の認証があり、そして、米の袋にマークをつけたり、袋を作るのは生産者の役割なのですね。みやぎ生協は一切関わらない。ですから、マークが変わることによっての負担が生産者にいくわけです。ですから一気に、今まで大量にみやぎ生協の需要に合わせて作ったものを消化しない限り、次の新しい袋を作るというのはなかなか経費もかかることなので、そういった関係もあって。県がシールを作ってみんなに配付しているということはないですよ。なので、より広がり、文句を言うわけではございませんが、そういう理由もあってかなと、内情があるので一気に拡がらせてくださいといっても、いろいろ生産者の負担がかかるということで、一気にはいかないのではないかと、そういう事情もあるということをお伝えしたかったです。

〈 西川会長 〉

いかがでしょう。

〈 みやぎ米推進課 相澤技術副参事 〉

加藤委員、ありがとうございました。ひとつ補足させていただきますと、加藤委員からありましたように、この4つの認証マークは、生産者が業者の方にお問い合わせをして、1,000枚使いたいのので、その分の注文をしますというように、生産者に買っていただいております。中には、このマークを使わなくても販路があるという判断をした方、このマークの注文をしない方は、中に若干いらっしゃるのです。われわれとしては、せっかく手塩にかけて作っていただいた農産物なので、こういうマークを貼るよという助言は常々させていただいております。補足終わります。

〈 加藤委員 〉

ありがとうございました。

〈 西川会長 〉

よろしいですか。それでは、御意見ありましたので、少し方法を変えます。順番にという話をしておりましたが、施策毎に皆さんから御意見あればうかがいたいと思いますので、今御意見いただいた部分というのが、施策の1～4、最初の方になりますけれども、大分類でいいますと、安全で安心できる食品の供給の確保、中分類で、生産及び供給体制の確立で、その中で、小分類施策1～4ということで、生産者の取組支援ということで、今回B評価になっております。そのあたり委員の皆様から、実際に御意見・提言をいただいて、県の考え方が資料の4に記載されておりますけれども、まず施策の1～4のところで、委員の皆様から御意見あれば、今、氏家委員それから加藤委員からもいただきましたが、ほかにどうでしょう、何か意見ございましたらぜひこの場で。また、後ほどそれぞれ皆さんから最終的なところで、ぐるっと回って少し御意見いただきますけれど、まず施策のところではいただけないかなと思いますがいかがでしょう。

〈 加藤委員 〉

資料2の2ページのところの、環境保全型農業の面積について、資料4の高橋委員からも意見が出ていますが、年々取組面積が減っているのではないかとということで、県からの回答では、対策を講じてまいりますというもののなのですが、環境保全型の面積で、増えないのが悪いとか、面積で考えるのが果たして本当に良いのかとずっと思っていたのです。それで、農業現場は大規模法人化といって国の政策で目指しているのですが、大規模法人化になればなるほど、環境保全型はなくなるということですから、必然的に面積は減っていくと思うのです。だから、これから次の計画とかに着手する時で結構ですので、面積ではない方法で、環境保全型に取り組んでいる生産者の数でも良いですし、具体的には思いつかないのですが、とにかく面積で目標値をどうのというのは、これからは一層難しくなると、この間ずっと思っておりましたので、ようやくこの場で発言させていただくことができました。今後の検討として。

〈 みやぎ米推進課 相澤技術副参事 〉

加藤委員ありがとうございます。私ども食農条例基本計画にこの環境保全型農業の面積を掲げておりました。こちらの推進会議でもこの数字は使わせていただいております。お話しいただきましたとおり、県内の農家、特に水稻なのですが大規模化が進んでおります。こういった法人に農地が集まると、どうしても環境保全型の作業も回らなくなり、県の認証とか、JAの環境保全米から外れてしまうという場面が多々あります。一方で、生産者の判断で業務用米を作付けし、化学肥料なども使いながら、いっぱい収穫をして、トータルで農業経営が回るというような、経営判断で環境保全米ではなく、業務用米に取り組む方もいらっしゃいます。次期計画にあたっては、環境保全型農業の面積で良いのかということも含めて、じっくり考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

〈 加藤委員 〉

よろしく願います。

〈 西川会長 〉

減反政策の転換もあって、加工米とか飼料用米とかに少し変わってきている面もありますので、一概に環境保全型農業の面積を増やすことだけということではなくなっていることもありますから、次期計画の中で見直しを少しかけるという形で御検討いただきたいと思います。

それでは、施策1～4でほかに皆様から御意見いかがでしょう。

〈 熊谷委員 〉

まとめていただいて、本当にご苦労様でございました。今こうやって評価の一覧表を見ますと、県民総参加の展開というところに、Cの意見を出した方がいらっしゃるのですね。それでもAなのですけれども、やっぱりそういう意見が出るということは、まだまだ県民総参加運動に対しては、力を入れていかなければいけないのではないかなと思ったのですけれども、やはりAの評価は出ていても、ちょっとなという気がしましたので。

〈 西川会長 〉

わかりました。また、後ほどそのあたり御討議いただこうと思っております。

〈 氏家直子委員 〉

氏家です。加藤委員の方からすごく農業生産者目線の意見をいただいて本当に農業者冥利に尽きるなと思うのですけれども、このシール、米の方には貼っているのですけれども、やはり野菜の方には貼りません。減農薬でやっけていても、パッケージの話とかいろいろ出ましたけれども、農家の現場としては、袋やパックなど資材も高騰してきていますけれども、シールを貼ったからといって、直売所で高く売れるのかというと、そういうのではないのです。その中で、消費者の方がどれくらい周知してくれているのかなという部分もありますし、野菜は米と違って細かいものが出るので、そんなに何枚も何枚も毎度毎度貼るといふ、生産者の頭もそちらの方には追いついていないと思っています。生産現場だと消費者の方と生産者がつながる部分は、どういった部分か、シールで知ってもらうのが最初の入り口かもしれないかもしれませんが、やはりその部分ではないところでおつきあいが始まっている直売所でも、「この人のものが良かったな」みたいなものは、お客さんがどこを見ているか、加藤委員さんの方が詳しいと思いますけれども、また違う部分で見ているのだろうと思うのは、米のような大きいものだと差別化つけやすいのですけれども、なかなか広まらない要因は、手続きも一度野菜の方でやったことがあったのですが、覚えれば簡単なのですが、一回始めるまでがちょっと面倒くさかったというのがありますから、そういうこともあるのかなと。シールについては、そんなところも私からの思いです。以上です。

〈 西川委員 〉

ありがとうございます。このマークについては、周知の方法それから、手続きの方法についても少し課題があるのかなということを感じましたので、ぜひ前向きに取り組んでいただければと思います。

それでは、施策の1～4、B評価ということですが、これについて御意見はいかがでしょう。Bということよろしいですか。

それでは、続いてロということで、安全安心な生産環境づくり支援ということで、これはA評価な

のですが、Aが14名、Bが1名ということで、まずはよくやっていたかと思うのですが、これについては御意見いただけますか。概ねAということで、御意見は無いかと思いますが。それではよろしいでしょうか。Aということで進めてまいります。

それでは、ハということで、事業者に対する支援、これはAが6名でBが9名ということで、評価はBということになっていますが、これについて委員の皆様からの意見、それから県の考え方等も資料に出っていますが、この場でまだお聞きしたいことあれば、ぜひ御意見いただきたいのですが。いかがでしょう。施策の8と9ということになりますので、そのあたりいかがでしょうか。HACCPにつきましては、先ほど県のこれからの取組ということで、今ワーキンググループ、チームを作って、取り組んでいると。今後方針について取り組んでいるということでございました。このほか何かお聞きしたいことあれば。いかがでしょう。

〈 佐々木圭亮委員 〉

お聞きしたいのは、この評価に関係していないのですけれども、よろしいですか。HACCPが制度化なった場合、これに対しての法的な罰則規制というのは考えてあるのでしょうか。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

HACCPが今度義務化になるということになる訳ですけれども、計画を作ったり、あるいは記録を作成したりということで、今までなかった取組を皆様にしていただく、事業者の方にしていただくということです。きちんと制度に乗れるような指導をしていくということが中心になってくるかと思えます。

〈 西川会長 〉

罰則というよりは指導して、なんとか皆様にやっていただく、徹底していただくということになるかということでしょうか。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

特にHACCPはまだ回っていない状況で、例えば営業施設の許可の点でどうなるか、ということがあるかと思いますが、それについては、今HACCPをやっていないからといって、営業許可を与えないということはないと思います。少なくとも。やっていただいた中で、それを導入していただくとなると思えます。

〈 西川会長 〉

その他いかがでしょう。よろしいでしょうか。それでは、施策8と9、事業者に対する支援というところで、今回Bという形でよろしいでしょうか。

それでは続きまして、震災等からの復興に向けた支援ということで、施策10～12の部分についての話ですが、御意見いかがでしょう。

〈 日野委員 〉

日野です。前回の会議から、しいたけにこだわっていて、申し訳ないのですが、資料4の7ページのところに、自分としての考えを書かせていただいたのですが、一つだけ補足させていただいた

いのは、前回、原木を県外から持ってくるということで、ではちょっと金額的に大変ですね。ということをお話したのですが、私がこれを出した根拠というか元は、今の段階で試験的な栽培しか原木のしいたけの栽培ができていないという状況で、生産者の方は大変だなということを感じたのが始めでした。今の段階でも試験的な栽培ということであれば、他の県から例えば原木を持ってきて、どのくらい支援ができるかということもありますし、生産者の方の生活の支援の流れで、今後原木しいたけが市場に出た時に、宮城県原木のしいたけということで受け入れていただく様な形になるために、その前に菌床で何か特化したものが市場に出されていけば売り込みやすいのかな、と。一消費者として、毎日のように市場でそういったものを見ていて、思った次第です。それで、私の方の言葉が足りないので、前回からの流れで、原木しいたけの方達に対しての支援と取られるとまずいので、私の考えとしては、早い段階で近くのものを使って再開できるというのが、生産者の方達の希望でもあると思うので、それを願っての、そういった意味で、こういった意見を述べさせていただきます。

〈 西川会長 〉

ありがとうございます。なるべく早く生産が再開できるという形で進めて欲しいという要望だということで、受け取っていただければと思います。

〈 加藤委員 〉

関連して良いですか。生協の会員を抱えているもので、みやぎ生協は菌床しいたけの方をメインに取り扱っているのですが、宮城県内の小売業として原木しいたけは、栽培されていて、消費者のニーズがあるかどうか。みやぎ生協しか分からないので、ほかの業態ではどうなっているのかと。今のお話を聞いて、売れなければ店に出ないし、とちょっと心配になったので。みやぎ生協も産直農家で、原木しいたけに力を入れて、東京の料亭とかに卸していた方もいましたが、放射性物質の関係でそれを断ち切られたりして、みやぎ生協は菌床しいたけのみの販売に至っているのですが、宮城県内の状況が分かれば、後日御回答いただいても良いし、分かれば御回答いただいても良いし。状況をちょっと教えていただきたいと思います。

〈 林業振興課 鈴木班長 〉

林業振興課でございます。原木しいたけは他県産原木を仕入れておまして、震災後少しずつではありますが、復活して生産を行っております。ただ大量生産安定供給といったところで、圧倒的に菌床しいたけが多いので、スーパーで見かけるのはほとんど菌床しいたけが多いと思います。原木しいたけも確実にニーズがございますし、生産者の近くのスーパーと直接契約を結んでいらっしゃるりとか、直売所もありますし、あいコープさんと契約を結んで出荷されている方もいらっしゃる。原木しいたけにこだわってお買い求めになる消費者もいらっしゃる。売れているかどうかという点ではかえって生産量が少ないので、売っております。

〈 加藤委員 〉

ありがとうございます。参考になりました。

〈 西川会長 〉

では、ニの震災等からの復興に向けた支援 施策10～12につきましては、A評価が多いのですけれども、このままAでよろしいでしょうか。

それでは、続いて中分類で、監視指導および検査の徹底、小分類でイになりますけれども、生産段階における安全性の確保 施策13～16のところ、いかがでしょうか。御意見ありますでしょうか。Aが11人、Bが4人なので、Aが多いのでかなり頑張っていたかと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、続きまして、ロになります、流通・販売段階における安全性の確保ということで、施策17～20になりますけれどもいかがでしょうか。これもAが12人で、Bが3人ということで、かなり達成しているという形になっております。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは続きまして、ハの方の食品表示の適正化の推進ということで、これはB評価になっておりますが、施策21～23になります。これについて、何か御質問とか御意見ありますでしょうか。

〈 加藤委員 〉

質問があります。資料2の22ページのところで、食品表示に関する研修会等の実施のところ、成果のところ、食品表示に関する研修会講師派遣ということで、事業者に対して、研修に講師を派遣した9回というのがございます。これは、もし教えていただけるのであれば、どういう事業者でどういったテーマでお話しされたのか、参考としてお教えいただきたいと思いました。以上質問です。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

講師派遣の依頼を受けて行っているものがございまして、消費者の会であるとか、JAさんであるとか、あるいは直売所の方から依頼を受けているもの、食品事業者、ホテルの方からの講習会等の依頼を受けて対応しているものでございます。それで、9回という形で昨年度は実施させていただいております。

〈 西川会長 〉

よろしいですか。すこし具体的でないと思うのですが。

〈 加藤委員 〉

9回はそれぞれ違う事業者ということで、よいでしょうか。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

そうですね。全部違う事業者の方から、食品表示の中の、基本であるとか、あるいは景品表示法関係の表示なども講師をしているということでございます。あとは、消費者対象の講習会もしております。

〈 加藤委員 〉

消費者については良いのです。関心の高い事業者というのはどういう事業者なのかと参考までに知りたかったので。JAということは、農協ということですね。はい、わかりました。

〈 西川会長 〉

そのほかいかがでしょう。それでは、これにつきましては、評価の方には書かせていただきましたが、引き続き食品表示に関する研修会等を催していただくということで、ぜひお願いしたいと思っておりますので、B評価ということでよろしいでしょうか。

それでは次に、食品の放射性物質検査の継続ということでございます。これA評価になっておりまして、施策としては24～26番です。いかがでしょう。県の方でもかなり検査の体制を整えて継続してやっておりますので、皆様の評価も非常に高かったかと思いますが、特に問題ありませんでしょうか。はい、ありがとうございます。

大分類の1つ目が終わりますと、2つ目になりますが、食品の安全安心に係る信頼関係の確立ということで、まず(1)情報共有及び相互理解の促進であります。情報の収集、分析及び公開ということになります。施策番号としては27、28ということになりますが、これはいかがでしょう。これも皆さんの方でA評価13名、Bが2人ということで評価が高い項目です。特に御意見はございませんでしょうか。

〈 加藤委員 〉

評価には関係ないのですけれども。食材王国みやぎのホームページのサイトはとても素晴らしいと思って見させていただいておりますが、これはどこかそういう事業者が作っているのでしょうか。ほかの部署のホームページと全然作り方が違うので、そこに、すごく良い内容だな、県生協連でも見習わなくてはならないなと思っていたのですが、これは県の内部ではなくどこかほかに専門に頼んでいるのかだけ教えていただければと。素晴らしい出来栄だということで。

〈 食産業振興課 松原技術副参事 〉

ありがとうございます。食産業振興課の松原でございます。お褒めいただきありがとうございます。食材王国みやぎのホームページは、課の発足と同時に始まっておりまして、当初から地元の業者にホームページの作成を委託していて、プロフェッショナルにデザインから構成から含めてお願いしております。職員が作成しているものではございません。

〈 西川会長 〉

すばらしいということで、A評価ですけれども。そのほかいかがでしょう。では、情報の収集、分析及び公開については、Aということでよろしいでしょうか。

では続きまして、生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進。施策29～31となっております。A評価になっております。御意見いかがでしょう。

〈 氏家幸子委員 〉

コメントの方にも書かせていただきましたが、結構このあたりはすごく推進されているところかなと思ひまして。学校給食の献立表などをちょっと思い浮かべますと、昔はなかったのですが、今はその日がどんな意図の給食なのかということが、献立表の中に書かれるようになってきました。それで、第3水曜日は水産の日とかというときに、きちんと魚が出されていて、ただ出すだけではなくてそういうところにコメントがあるということで、すごく定着している要素としては大きいのではないかと思います。「旬のものを使っていますよ」というところが、小さいコメントですけれども、そういうところ

で保護者の皆様に分かっていただくということで、教育的な意図や何かを保護者の方に知らせていくということで、つながっているなという大きな要因になっていると思いましたので、発言させていただきました。

〈 西川会長 〉

今の話は、非常に良い話だと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。そのほかにかがでしょう。よろしいでしょうか。それでは、生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進は、Aということによろしいでしょうか。

では続きまして、放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進ということになりますが、施策としては32～34になります。これもA評価になっております。14名がAということでありまして、ほぼ満点に近いかと思ひますが、御意見いかがでしょう。よろしいでしょうか。以上が(1)になります。

続きまして、(2)県民参加になります。イ県民総参加運動の展開ということで、施策35～37になります。これにつきましては、A評価で、Aが11名、Bが3名、それから先ほど熊谷委員から御意見ございましたが、Cが1人いるということでございますが、このあたり何か御意見あればお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょう。C評価1名いらっしゃいますけれども、Aが全然多いので、引き続き頑張っただけということによろしいですか。それでは、この件につきましてもAということで、進めさせていただきますと思ひます。

では続きまして、ロ県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映ということで、冒頭話しましたが、Aが8名、Bが7名でありますけれども、私としてはもう少し頑張っほしいということで、Bということをお願いした次第なのですが、御意見いかがでしょうか。これは頑張っているからAじゃないか。というような。

〈 日野委員 〉

私も消費者モニターの一人として、アンケートを提出させていただいているのですが、先ほど会長さんの方からのお話もあったように、アンケートの回収率が50%というものに対しては、同じモニターとして、一般の方よりは、食の安全安心に関して、興味を持っていらっしゃる方がモニターになっていらっしゃると思うので、その割には、50%というのは半分の方の意見だけということなので、やはりちょっと少ないのかな、というふうに感じました。ここに書いてあるとおり、未提出者の理由等というのは、協力という形でアンケートが出されているようなので、なぜ提出なさらないのですかというようなことは、ちょっと聞けないと思うので、何か別の方法でも、関心を持っている方というのはある程度言葉にしなくても、考えをある程度持っていらっしゃる気がするので、そういう方の意見を、10%でも5%でも増やせると良いのかなと思って、ここに書かせていただいたのです。今回インターネットでのアンケート回収の協力ということもあるので、今後回収率が上がるとよろしいかなと思うのですが、いろいろな方法で回収の方が増えていくということが良いのかなと思うのですが、すけれども。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

委員御指摘のとおり、毎回50%ちょっとという回収率になっておりますので、今年度から新たにインターネットで回答ができるようにしておりますし、今年度の分は7月末まで回収をしているという

ことなのですが、提出いただけなかった方については、御連絡をしながら出していただくようお願いをする取組もしたいと考えております。

〈 西川会長 〉

はい、よろしいでしょうか。そのほか御意見いかがでしょうか。それでは期待度も込めてBということで、お願いしたいと。よろしいでしょうか。大分類の2番目、これで終了です。

3番目、食の安全安心を支える体制の整備ということで、中分類では(1)体制整備及び関係機関等との連携強化、小分類ではイで、食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進ということになります。施策は40番で、A評価になりますが、意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ロの方のみやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応であります。施策番号は41になります。これもA評価になっております。何かお聞きしたいことあればと思っておりますがいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは続いて、食の安全に関する調査・研究の充実ということであります。施策が42番なんです。これもA評価になっております。これについては、まひ性貝毒等のところが少し取り上げられておりますけれども、なんとか原因を解明したうえで、進めていただければと思っておりますが、御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実ということで、施策43番ですがAになります。いかがでしょうか。特に御意見ありませんか。よろしいですか。

最後になりますが、国、都道府県、市町村、関係団体との連携ということで、施策44番になりますが、A評価です。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、以上になります。以上で評価につきましては終了といたしますが、まだ御発言なされていない方もいらっしゃるの、よろしければ少し言っておかなければいけないなという思いがある方がいらっしゃればお願いします。

〈 氏家直子委員 〉

資料4でコメントをいただいた部分なのですが、前回もここで遺伝子組換え等の問題でちょっと発言したのですが、これの答えの方で、事業者からの相談等に応じ助言指導とあるのですが、事業者というよりも、消費者が分かるかどうかというのがすごく基本的な部分かと思っ、私は生産者であるのはもちろんですが、買い物をした時に必ず裏は見るので、そういうときに入っているのか、入っていないのかさえ分かれば、それだけで十分な情報なので、ぜひ事業者からの相談というよりも消費者の人のことを考えた分かりやすい表示の方について、進んでいってもらえればと思います。要望で。

〈 西川会長 〉

引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

それでは、ほかに御意見いかがでしょうか。無いようでしたら、議題の1番になりますが、評価につきまして、皆さんの方から御意見いただいた内容も含めまして、原案どおりということでお認めいただいでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

続きまして、報告事項に入りますが、まず、イとして、令和元年度「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」事業の進捗状況につきまして、事務局から説明をお願いします。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

報告事項の「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」の進捗状況を御説明いたします。「資料5」を御覧ください。

まず、「食品表示ウォッチャー」につきましては、5月16日に委嘱状を交付するとともに、食品の表示について説明し、6月から12月までの期間で、店舗に出向いたモニタリングを開始しております。

次に、「モニターだより」につきましては、6月5日に第22号を発行し、次号は10月に発行を予定しております。

次に、「食の安全安心基礎講座」につきましては、「食品に関するマーク」について、モニターだより第22号に掲載しております。

次に、「モニター研修会」につきましては、7月4日に「HACCP」をテーマに開催をいたしております。公立大学法人宮城大学から講師をお招きし、68人の参加をいただきました。

次に、「生産者との交流会」及び「食品工場見学会」につきましては、10月～11月にかけて計3回、それぞれ参加者40人で実施する予定としております。

次に、「モニター制度の広報」につきましては、各種広報媒体やコンビニエンスストアへのチラシ配架、みやぎまるごとフェスティバル等で広報を行ってまいります。

次に、「モニター登録」の状況としましては、今年度に入り、11人の新規登録、8人の取消しがあり、登録者数は1,023人となっております。

次に、「アンケート調査」につきましては、6月28日にモニター宛てへ依頼したところでございます。

ページをめくっていただきまして、裏面を御覧ください。「講習会」につきましては、「食の安全安心セミナー」を3回開催する予定としております。テーマなどにつきましては、今後決定してまいります。

次に、「地方懇談会」につきましては、各地方振興事務所におきまして、親子を対象とした農業体験、地域食材の収穫体験など、9回の開催を計画しております。

次に、「取組宣言事業の広報」につきましては、各種広報媒体やコンビニエンスストアへのチラシ配架、みやぎまるごとフェスティバル等で広報を行ってまいります。

次に、「みやぎまるごとフェスティバル」におきましては、県民総参加運動のPR、取組宣言者の出展を予定しております。

次に、「取組宣言者の登録」の状況につきましては、今年度に入り、廃業者等が30者ありまして、登録者数は2,966者となっております。

次に今年度、消費者モニターの皆様にお送りしましたアンケートの調査票を添付しております。推進会議で頂戴しました御意見を反映いたしまして、前回の推進会議で御説明した案に設問を1つ追加しております。調査票の1枚目の1番下に、問2「昨年と比較して、食の安全安心について意識の変化はありましたか」という設問がございます。この設問に関連しまして、1ページめくっていただきまして、2ページの1番上に問3とございますが、この設問を追加しまして、問2の理由をお伺いしております。

以上で、御説明を終わります。

〈 西川会長 〉

はい、ありがとうございます。資料5につきまして御紹介いただきましたけれども、皆さんの方から御意見があれば、ぜひ伺いたいと思いますが、いかがでしょう。

〈 加藤委員 〉

モニターアンケートについてと、あとセミナー、モニター研修会とか、講習会を今年度は3回行うということなのですが、モニターアンケートの回収率に直接つながるかどうかわからないのですが、私もモニターで、今回インターネットから入力できて非常にありがたいと思ってサクサクとやらせていただきましたが、最後に問21で、最後にいろいろなことを書けるのかなと思ったのですが、限定されているのですよね、食の安全安心の全般について、あるいは国や県の施策について御意見や御提言があればお書きください、と、大それた、御提言などはごさいませんという感じで、ここをもう少し、モニターの人に対してのアンケートなので、モニター研修会でどんなことを聞きたいとか、こんなセミナーがあれば参加してみたいですかのような、モニターの人が県に対して、モニターの思いを寄せられるようなものが最後にあると、ちょっとモニターから、ここだけ書いて送るといふ人はいないと思いますが、モニターの意向も聞いてもらえるのだなという設問があれば、ちょっと回収率につながらないかと思ったものですから、意見を出しました。

〈 西川会長 〉

いかがでしょうか。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

モニターさんがこういったものであれば参加したいというような設問をこれから検討していけたらなと思います。貴重な御意見ありがとうございました。

〈 西川会長 〉

ぜひ取り組んでいただけたらと思います。そのほかいかがでしょう。

〈 平田委員 〉

問2が追加されたということだったのですが、追加した理由、なぜ追加になったのかというところを御説明いただければと思います。

〈 加藤委員 〉

第1回目のときに私が言った要望を聞いていただけたのではないかと。

〈 平田委員 〉

はい、わかりました。ありがとうございました。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

昨年度のアンケートのときに、不安を感じる、やや不安を感じるという回答者が、5ポイント増加したということがあったものですから、何が原因だったのかということ事務局の方でも検討してみ

たのですが、特にその時期に何か大きな食の安全安心を揺るがすような事案はなかったということです。ですので、どういったことが原因かということで、委員の御指摘を受けて、今回追加をさせていただいたということです。

〈 西川会長 〉

ありがとうございます。

そのほか、御意見いかがでしょうか。

それでは、御報告いただきました資料5、アンケートの課題を含めまして、少し精査していただくことも含めて、お願いしたいということによろしいでしょうか。

それでは続きまして、報告の口になりますが、食品に係る放射性物質検査結果につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

〈 食と暮らしの安全推進課 千田課長補佐 〉

それでは、平成31年4月～令和元年6月までの3か月の間に実施いたしました食品に係る放射性物質検査の結果につきまして、簡単に御報告をさせていただきます。「資料6」を御覧ください。県では平成26年3月に策定しました東京電力福島第一原発事故被害対策実施計画(第2期)に基づきまして、県が実施する放射線・放射能の測定を体系的に実施するために「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を定めております。これにより県の関係部局におきまして、出荷前の農産物、林産物、水産物、畜産物や野生鳥獣、出荷後の流通食品、その他の学校給食等において、それぞれ検査を実施をしております。

では、6月末日までの検査結果について、御報告をいたします。出荷前検査についてでございますが、野菜類、果実類、穀類の農産物は363点、原乳は15点、牛肉は、5,852点、豚・めん山羊などは、24点、海産魚種、内水面魚類などの水産物は、4,053点、きのこ・山菜類などの林産物は、700点、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカなどの野生鳥獣肉は、71点、合計11,078点の検査を実施いたしました。うち、基準値を超過した品目は林産物でコシアブラ、ゼンマイ、タケノコ、タラノメ、ワラビとなっております、いずれも野生のもの56点で、すべて出荷制限指示が出されているものでございます。また、野生鳥獣肉の欄の下段に記載しておりますニホンジカ52頭につきましては、出荷を目的に全頭検査が行われたものでございます。

今年度6月末までの3ヶ月間に出荷制限指示の解除を受けた品目はございません。

次に、出荷後の検査ですが、飲料水や一般食品等の流通食品は、72点、検査を実施いたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。次に、その他の検査の学校給食で使用する食材でございますが、70点、検査を実施いたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。続きまして、住民持ち込み測定についてですが、これは、県内の全市町村で自家栽培や自ら採取した食材などを住民が持ち込み、測定をしているものでございますが、測定点数は、398点で、うち11点が基準値超過となっております。基準値を超過した品目は、コシアブラ、たけのこ、ゼンマイとなっております。

検査結果などは、「放射能情報サイトみやぎ」で、品目別に公表しております。詳しくは、資料に記載のホームページを参考にさせていただきますようお願いいたします。以上で報告を終わります。

〈 西川会長 〉

はい、ありがとうございました。資料6ということで、食品に係る放射性物質検査の結果について、ご案内いただきましたが、皆様の方から確認したいことも含めて御意見あれば、ぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

ちょっと私の方から、難しい話なのですが、林産物でコシアブラ、ゼンマイ、タケノコ、タラノメと野生ということなのですが、私も好きなのですが、このあたりはずっと下がってくる見込みというのは御判断難しいものなのではないでしょうか。

〈 林業振興課 鈴木班長 〉

林業振興課です。今おっしゃっていただいたとおり、どうしても野生のもので、それに対する対策というものをとっていない状況で、毎年測っております。測り続けて、基準値を下回るものだけになった場合に、解除になるということですので、これはもうずっと測り続けていくしかないのかなと。

〈 西川会長 〉

自然に下がるのを待つしかないということでしょうか。

〈 氏家幸子委員 〉

地域は何か特徴があるのでしょうか。

〈 林業振興課 鈴木班長 〉

県内ばらけてはいるので。南に偏っているわけでもなく、北の方でも出荷制限がかかってたりするものもあるので、どうも一概にはいえないということもございます。

〈 西川会長 〉

ホットスポット的な部分も少しあるのかなと思うのですが、そのあたりは対策の打ちようがないので、自然に下がるのを待つしかないかということになるかと思います。わかりました。

そのほか御意見いかがでしょう。それでは御意見がないようですので、報告の方につきましては、これにて終了したいと思います。それでは報告事項は以上になりますが、その他ということで、食品衛生法の一部改正につきまして、事務局から説明をお願いします。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

食品衛生法の一部改正につきまして、資料7により御説明をいたします。資料7を御覧いただきたいと思います。併せまして、皆さまにはお配りしております、カラー刷りのチラシがあると思います。それを参考に見ていただきたいと思っております。

法改正になりますと、若干言葉が難しくなってしまうところがあると思いますが、その辺は御容赦願います。まず1ページ目でございます。食品衛生法につきましては、我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、平成30年6月13日に改正されました。その概要につきましては、平成30年度第3回推進会議で御説明させていただいたところです。

法改正の概要としては、大きく7項目挙げられておりますが、現時点ではまだ政省令が公布さ

れておりませんので、本日は、県の施行条例等の改正に大きく関わる「HACCPに沿った衛生管理の制度化」、「営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設」を中心に、現時点で国から示されております政省令の改正の方向性について御説明させていただきたいと思っております。

2ページを御覧ください。改正法の改正施行時期につきましては、項目毎に異なっており、一つ目の広域食中毒対策については今年の夏の食中毒シーズンに対応が図れるようにということで、既に今年4月から施行されているところでございます。

施行条例等の改正に大きく関わる「HACCPに沿った衛生管理の制度化」につきましては、来年6月に施行され、経過措置期間が1年設けられる予定となっております。また、「営業許可制度の見直し、届出制度の創設」につきましては、令和3年6月に施行され、経過措置期間が半年設けられる予定となっております。

当初は、これらを網羅した施行条例等の改正を今年度中に行う予定としておりましたが、政省令の公布が遅れております。実は国の方では6月に公布するといっていたのですが、それが遅れて、今度は夏には出すといっております。夏がいつか分かりませんが、非常にアバウトな時期に出すというようなところで、聞いております。そのために「HACCPに沿った衛生管理の制度化」部分に対応した施行条例の改正を今年度中、「営業許可制度の見直し、届出制度の創設」部分に対応した施行条例等の改正を来年度に分けて行うこととなる可能性が出てまいりました。

3ページを御覧いただきたいと思っております。まず、「HACCPに沿った衛生管理の制度化」について御説明します。一番上に書いてございますけれども、全ての食品等事業者の方、食品の製造、加工、調理、販売等を行う事業者の方に衛生管理計画を作成していただき、それに沿って運用し、記録していただくことが基本的な内容になります。その管理計画の作り方に関しましては、真ん中を御覧いただきたいのですが、HACCPに基づく衛生管理ということで、現在でも実施している一般衛生管理に、国際基準であるコーデックスの7原則に沿ってHACCPに基づく衛生管理、工程管理を上乗せして計画を作っていただくということになります。それはチラシのページの一番上の方に7つの原則というのが書いてございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

一方で、右側を見ていただくと、取り扱う食品の特性等に応じた取組と書いてありますが、小規模事業者や提供する食品の種類、メニューが多く、変更する頻度が高い方等など、国際基準に沿ったHACCPへの対応が難しい方については、各業界団体が作成する手引書を参考に簡略化されたアプローチによる衛生管理を行うことで対応できるとされています。

4ページを御覧ください。今回の法改正は、国際化をテーマにして、国際基準と整合した仕組みにしていこうというのが基本にありまして、地方自治体による運用を平準化していこうという狙いがございます。そういったことで、法改正では、「衛生管理基準を国が厚生労働省令で定める。」とされています。しかし、現行では衛生管理基準は法に基づき施行条例で規定されておりますので、もともと国が示したガイドラインに基づき規定しておりますので、今回国が省令で示す衛生管理基準と大きな変更点はないものかと思われまます。省令の内容については、中段のところを御覧いただきたいのですが、「HACCPに沿った衛生管理」の基本的な考え方として、衛生管理計画を作成していただくということがございます。「共通事項」に書いてある2番目のところでございます。さらに、4番目の教育訓練、5番目の記録の作成、保存といった衛生管理について共通事項として定められているところでございます。衛生管理の中身ですが、これは②と③に挙げているように二つに分かれます。

2番目の「一般衛生管理事項」については、施設の衛生管理から始まって設備等の衛生管理、それから、使用水やそ族昆虫対策、廃棄物の扱いといったHACCPを運用する際に土台となる部分が定められているというものでございます。

3番目の「食品の衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組」については、HACCPに沿った衛生管理、詳しく言いますと、食品の製造、加工工程を管理する工程管理の部分になります。この中にはHACCPの構成要素が入っているということになります。この中で、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の対象になる小規模事業者等の方々については、業界団体が作成し、厚生労働省で確認した手引書に基づいて対応することで可能としているというものでございます。この手引書につきましては、厚生労働省のホームページに各業界団体が作成次第順次掲載されており、現在46種の飲食店営業、各種製造業、販売業等の手引書が掲載されています。これにつきましては、チラシの裏の方に掲載してございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

5ページを御覧ください。今回の法改正で営業許可業種についても見直しがなされます。現行の34許可業種についての最終見直しは昭和47年に行われて以来40年以上行われておらず、現在の制度が継続してまいりましたが、これが食中毒リスクや現状の食品産業の実態を踏まえて、見直されることとなります。許可業種が32に再編され、常温で保存可能な包装食品のみの販売など公衆衛生に与える影響が少ない食品等事業者以外を新たに届出制とする内容となっております。

6ページを御覧ください。営業許可業種の見直し案でございます。新設する業種として、漬物製造業、水産食品製造・加工業、液卵製造業、食品の小分け業などがあげられています。

また、現在は製造する食品により許可が細分されており、場合によっては施設の専用化ということで、この施設ではほかのものを作ってはいけませんといったような規制がかかったり、逆に、知らずに作ってしまって無許可営業のリスクがあったりという現状がありますので、それらの食品を「統合し、1業種での対象食品を拡大する業種」として統合型のそうざい製造業などが挙げられておるということでございます。統合型そうざい製造業についてはHACCPに基づく衛生管理を前提として、菓子、そうざい、めん類等、多品目への対応が1業種で可能ということになります。また、食中毒リスクの観点から許可から届出に下がる業種もいくつかございます。

7ページをご覧ください。今後のスケジュールですが、政省令が公布され次第、施行条例案を作成し、改正案の骨子について秋にパブリックコメントを行おうというところでございます。その際には、各委員にお知らせさせていただきますので、ご意見をお寄せいただければ幸いです。パブリックコメントを受けて修正した施行条例案については、2月議会上程し、3月に公布、HACCPの制度化の部分については、6月に施行というスケジュールを予定しておるということでございます。以上で、食品衛生法の一部改正についての説明を終わらせていただきたいと思います。

〈 西川会長 〉

ありがとうございます。食衛法の一部改正ということで、御説明をいただきました。まだ、国の方針がしっかり出ていない部分もあるということでございますけれども、改正のポイントの2番と5番を中心に、HACCPに沿った衛生管理、それから営業許可制度の見直しと届出制度の創設ということでの少し詳しい御紹介いただきましたが、皆さんの関心もかなりあるかと思っておりますが、御質問と

かございますか。お聞きしたいことあればぜひ。

〈 氏家直子委員 〉

6ページなのですが、今まで加工の許可をいただくのに、そうざいを作りたいときはそうざいの許可で、菓子を作りたいときは菓子という形だったのですが、これを見ると、取れるというか対応できるのでしょうか。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

最後にお話ししましたが、あくまでHACCPを導入した上でということになりますので、考え方に基づいた運用というのはできないということなのです。しっかりした大企業がやっているようなHACCPチームを作って、しっかり運用していくことができるのであれば、そういうことは可能ですという業種になるということでございますので、はっきりとは言えないのですが、従来のように、そうざいならそうざい、漬物なら漬物といったようなところで、施設において複数の許可を取らざるを得ないというような、小規模の方は、となるのかなと思います。

〈 氏家直子委員 〉

どうもありがとうございます。今度私たちの行っている直売所でも、HACCPの研修会をすると連絡をいただいていたのですけれども、すごく直売所として魅力的な見直しだなと思ったのですが、そういうことならちょっと。HACCPも小規模だと記録をメインにという話になるとまず連絡いただいたので、改めて参加してみたいと思います。ありがとうございます。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

パンフレットの中に厚生労働省のホームページがありますので、そこに、先ほどもいいましたとおり、各業種ごとの手引き書が載っておりますので、該当をするところを見ていただければどういふものかということがおわかりになると思いますので、よろしく願いいたします。

〈 西川会長 〉

あまり難しく考えられていますけれども、そうでもないのだと思うのです、実際は。一般的な衛生管理はすでに皆さんがされている中で、その上に実際に書類や組織を作ったりというのはありますけれども、危害を分析してということで、それは手順に沿ってやればそれほどでもないということで、とりあえずなっているということで、取組みやすくなっているということで、ぜひやっていただけないかなと思います。たぶんそれが、日本ではどこでもやらなければいけないことになってきているということで、あまりハードル高いと思わずに、少し前にいきましょうということでやれば、そんなに国も鬼ではないので、そこはちゃんと対応していただけるし、指導もしていただければと思いますので、見ていただければと思います。

〈 加藤委員 〉

関連してなのですが、業界団体の手引き書をよくちゃんと見ていないのですけれど、生協だと日本生協連がまず業界団体として、生協の手引き書を作成しているみたいなのです。JAとか漁協とかそういうのは、業界団体にはならないのですか。そういうところで、作っていただければと思う

のですが。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

業種ごとといいますのは、そういう組織としての団体ではなく、例えば納豆を作るとか、豆腐を作るとか、漬物を作りますよといった品目毎といいますか、製造の何を作るかによって分かれてくるということでございますので、このなかに一つ裏面の方に、飲食店の例が書いてございますけれども、こういったようなことで、計画を作ってチェックをしますといったようなものでございます。

〈 加藤委員 〉

ありがとうございます。勉強になりました。

〈 氏家幸子委員 〉

ざっくりで良いのですが、みやぎHACCPの認証のステップが1からプレミアムまでの4段階ありますけれども、義務化のHACCPというのは、だいたいどのあたりにレベルとしてどのあたりを求めているのかというのが、食品関係というのを見て考えて、いかがなのかなと思ったのですけれど。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

ひとつ、みやぎHACCPとの対応でいいますと、いわゆるHACCPの考え方ではなくHACCPそのものを取り入れたというような管理をするというところ、これはみやぎのステップ3に相当するところになってございます。いわゆる大規模な、今示されているのは、工場の生産ラインに従事するスタッフが50名以上いるところは、必ず導入するという方向に進んでいますので、そういったところにつきましては、確実にHACCPを取り入れた衛生管理をすることが必要になるのかなと思います。はっきりとは分からないのですが、宮城県内でもかなりの施設、全体の1%ぐらいにはなるかと思いますが、今のは概算ですけれども、そのぐらいの施設については、それが導入されるかと思いますが、それ以外の小規模なところ、毎日の提供がメインの飲食店のようなところにつきましては、なかなかどのレベルですかと対応させるのが難しくはございます。みやぎHACCPの場合ですとステップ1は、微生物だけですよとなっていますので、HACCPと考えますとそこだけといはいきませんので、全体を考えた上での運用になりますので、そこら辺の1、2につきましては、どこに対応するかというのは一概にはいえないかと思います。

〈 佐々木圭亮委員 〉

小規模零細の営業者の方に、切り替えというか、新しい法律に基づいた場合に、どの程度までの御指導、かゆいところに手が届く指導をするか、それとも紙切れ一つでこれをやりなさいとやるか、その辺の指導の仕方を、やさしい指導の仕方をよろしく願います。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

県内に、22,000の営業者の方がいらっしゃって、仙台市を除いてですが。その方々お一人お一人になかなか全てをとというわけにはいきませんが、県といたしましても、こういう制度に変わりますよということで、説明会を6回ほど予定をしているところでございます。そのほかにも、会長さんがいらっしゃいますけれども県の食品衛生協会の方でも、営業者に対しまして講習会をされる

ということも聞いてございますので、そういった関係団体との連携もいたしまして、なるべく数多く講習会をしながらやっていきたい思います。また、保健所等におきましても、様々な講習会の機会がございますので、その際にぜひその辺についてお話しいただけるように要請していきたいと思っています。

〈 西川会長 〉

よろしいですか。そのほかいかがでしょう。

〈 佐久間委員 〉

利久の佐久間でございます。タイムスケジュールのことですが、来年の6月にはというところで、再来年になるのですか、完全導入というのは。新しい新設への移行というのは、だいたいいつぐらいまでに移行というか、新たなものに申請して許可をいただかないと、というスケジュールになるかと思うのですが、そこはどんな認識であれば良いのかというところは、今の段階で、国が動かないとその下に追随して動いていかないといけないというところはあると思うのですが、その辺の方向性というものは県の中でございますか。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

われわれも非常にその辺は気を揉んでいるところでございまして、そこも含めて情報がないというところが現状でございます。完全施行になる時には当然移行しなくてはいけないのですけれど、それがいつのタイミングで、新しい許可を申請するかということをはっきりと示されていないところがございますので、それが分かりましたら、皆さんの方にはいろいろな機会を通じまして、公表させていただきたいと思っております。

〈 佐久間委員 〉

そうすると、この会の中でもそうですけど、多少議論をする余地であったりとか、対応していく意見集約ということは十分あると考えていて良いということですか。いきなりドンということはないのだと思うのですが、でも後ろは令和3年の6月というのは、ありきの話ということですね。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

この会議も年間に3回あるということでございますけれども、あとは実際に県の条例を変えるということになりましたら、必ずパブリックコメントを出しますので、その際に必ず委員の皆様にも、こういうことを出しますとお知らせいたしますので、開催のタイミングと合う、合わない、というのもあると思いますので、その辺を意見があればこういう機会に教えていただければと思っています。

〈 佐久間委員 〉

最後に一点、ざっくり22,000の事業者の方がいて、その皆様に全てに告知していくというのは何かは特にはないですよ。あくまでも公でアナウンスやニュース等々、マスメディアさんから流されてというような。さきほどのどこのトーンまで落とし込むのですかというようなことにも通じるとは思うのですが。

〈 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 〉

広告媒体なりといったものと思うのですが、うちの方としてはホームページであるとか、チラシを作ったりであるとか、そういったことはしておるところではありますが、確かに全員にといいところはなかなか。例えば県政だよりに載せて全部というところを考えるとところですが、いろいろな機会を通じまして、それもできるかどうか約束できるようなことではないのですが、そういったことであれば全戸に配布というような方法もありますので、何かしらできれば良いなということで、今後検討してまいります。

〈 西川会長 〉

ありがとうございます。何かほかにかがでしよう。せつかくの機会ですので、ぜひ。気になっている点があれば、このHACCP以外でも結構です。

それでは、御意見がないようですので、その他の事項ということで、食品衛生法の改正につきまして、今御説明いただきましたが、これから国の指針も出てくるということで、これに向けて準備していくことだと思っておりますので、引き続き、情報公開等含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それではこれで、全ての議事がいったん終了いたしましたので、あとは事務局にお返ひいたします。よろしくお願ひします。一点質問、どうぞ。

〈 加藤委員 〉

施策とは関係するかもしれないのですが、宮城県の大豆の生産に関して教えていただきたいのですが、宮城県の大豆の生産者で、大規模で機械化でやって収穫している生産者というのは、いるのでしょうか、ということをおまづ質問させていただきます。その回答によつてもう一個質問したいことがあるので。おまづ宮城県内で機械化で大豆を収穫している農家というのはございますでしょうか。

〈 みやぎ米推進課 相澤補佐 〉

いまの大豆の生産のことについてお答えしたいのですが、県内の大豆生産というのは、だいたひ法人とか大規模にやられているところが多いので、そういうところは必ず種を播く機械、最後は収穫する機械、全部そろっているので、機械で収穫されているのが普通です。

〈 加藤委員 〉

それにあたり、もう一つの質問は、機械で収穫する前に、遺伝子組換えとかいろいろと学習した際に、大豆を機械で収穫する際に、直前に農薬をまいて除草してから豆を収穫するという話を聞いたのですが、そういったことは宮城県の全大豆生産者では実施しているのか。農薬の適正使用などにも関係しているかは分からないのですが、その農薬がよろしくないようなお勉強をしたものですから。宮城県の大豆生産者で機械で全農家がやっているということであれば、収穫前の農薬散布は、全生産者がやっているのかについては、おわかりになりますでしょうか。

〈 みやぎ米推進課 相澤補佐 〉

全体的話はできないところではあるのですが、大豆の収穫というのはいづれ12月に入つてか

ら、乾燥した段階で大豆の体も枯れてきて、ほ場でかなり乾燥させますので、そういった時期に収穫します。ただ、生育期間中、秋ぐらいになってきて、大豆の畝間、条間に草が生えていた場合は、生産者の方で除草したりといった作業はあると思います。ただ、農薬を一斉に使って草を枯らしているかといったところは、ここで正確には申し上げられないので、調べた上でまたおつなぎしたいと思います。

〈 西川会長 〉

よろしいですか。それでは全て終了したということで、事務局にお返しします。

〈 食と暮らしの安全推進課 福田部副参事 〉

ありがとうございました。長時間にわたりまして御意見をいただきましてありがとうございました。これを持ちまして、第2回みやぎ食の安全安心推進会議を終了いたします。